

平成25年8月6日
環境省鳥獣保護業務室

平成25年度第1回ゼニガタアザラシ保護管理検討会の概要

- 1 日時 平成25年8月5日（月）13:00～15:00
- 2 場所 北海道地方環境事務所 会議室（札幌第一合同庁舎）

3 議事概要

（1）調査捕獲の中止について

- ・ 補殺を伴う調査捕獲は当面見合わせる事となった理由及び経緯について説明。以下の意見等がだされた。
- ・ 科学的評価と社会的評価のバランスを検討すべき（レッドリストは科学的基準で決めているのでそこは揺るがないとしても、希少種の管理の問題は別に考えるべき）。
- ・ 科学的データを取って検討していくとしているが、希少種に指定されてからずいぶん経っているのに今までデータを取ってこなかったことがおかしい。
- ・ 所管行政が、アザラシ類は環境省、都道府県、そのほかは水産庁となっている。国としてももう少し踏み込んだ議論を省庁間ですべき。

（2）平成25年度被害防除事業等について

（3）環境研究総合推進費「親潮沿岸域のゼニガタアザラシと沿岸漁業の共存に向けた保護管理手法の開発」について

- ・ 被害防除事業等を含む今年度の実施事業について説明。引き続き研究費の進捗について委員Aから報告。議題（2）、（3）に関連して以下の意見等がだされた。
- ・ 追払いについてはどうなっているか。→漁協の各支所にも相談して調整していく予定。
- ・ 被害は定置だけでなく、その他の漁業被害や間接的被害もあるので、定置で防除を実施したときの他の漁業への影響等も調べるべき。
- ・ 定置以外の時期は何を食べているのかを調べてもらいたい。寄生虫の問題などもある。
- ・ 直接被害と間接被害、寄生虫については委員Aが研究費で調査予定。
- ・ 食性等のデータ（定置以外の時期で混獲個体等では取れないデータ）は捕獲して調べなければデータが取れない。個体データを取る目的で調査捕獲として認めてもらいたい（必要数10頭未満）。
- ・ 追払いは効果がない。網の改良をするか、網にやってきた個体を駆除するしかない。

(4) 環境省保護管理計画策定の考え方について

- ・ 資料に従って基本的事項を説明後、以下の意見等が出された。
- ・ 保護管理計画は、イノシシやシカ等の陸生ほ乳類を想定しており、海生ほ乳類について想定されておらず、海生ほ乳類での策定は初めてなので項目出しをもう少し検討すべき。特に、項目5の数の調整については、陸上の種とは切り口を変えるべき。トドのように生物学的間引き可能量の考えを採用すべき。
- ・ モニタリングの範囲がどこまでか不明確なので、明記すべき。特に個体データ(食性等)の収集として調査捕獲を含めるべき。
- ・ 絶滅危惧種の管理は初めてなので社会経済的制度(補償等)についても検討すべき。